

# 問題あり！

# 吉

## 労災隠し



**西野 方庸**

関西労働者安全  
センター事務局長

健康保険の扱いにしているケースが多いのも、一部業種にあっては暗黙の常識となっている。例えば、現場で誤って高所から転落して骨折、裂傷も負ったが、会社の車で病院へ行き、健康保険で治療を受けるといった具合である。

労災保険の扱いにしないことに会社にとつてのメリットはいくつかある。

用になることから、下請け、孫請けの事業主自らがゼネコンに遠慮し、労災隠しを図るということもある。建設現場には「〇〇日無災害記録達成」などという垂れ幕が張つてあるものだから、下請けの事業者にとって、仕事をもううゼネコンに頭を下げて「労災事故が起きました」などとは言えなくな

れば済む話かもしれないが、何ヵ月も治療が必要で障害が残るようなら困ることになる。労働省が、初めてこの「労災隠し」排除のための通達を出したのが1991年のことで、労働基準監督署が摘発に努めることとされたが、一向に減少傾向を示す材料が見当たらない。

## 常識に敵しい対処必要

「けがと弁当は自分持ち」  
もともと建設現場の職人  
気質を表す言葉だが、労働  
災害の話となると、この言  
葉の現実味が一気に強まる。

仕事中にけがをするとき、その治療費や働けないためにもらえたかった賃金について、労災保険が支払われることはだれでも知っている建前になつている。ところが、少々のけがでは労災保険の手続きをとらず、私傷病として健

まず、事故の原因が労働安全衛生法などの法規違反である場合、隠すことにより処分を免れることができる。もし刑事罰など受けようものなら、官庁の指名入札などから除外されることもあり、大損害となるかもしれない。

また、元請けゼネコンの労災保険適  
用になることから、下請け、孫請けの事業主自らがゼネコンに遠慮し、労災隠しを図るということもある。建設現場には「〇〇日無災害記録達成」などという垂れ幕が張つてあるものだから、下請けの事業者にとって、仕事をもううゼネコンに頭を下げて「労災事故が起きました」などとは言えなくな

る。個人の意図はどうあれ、労災隠しが助長されることとなる。

このような状況が常識と化してしまふと、今度は「少々のけがで労災なんて言うのは非常識」ということになってしまいます。

監督官庁が労災隠しに対してもっと厳しい処分、摘発をしていくことが必要だ。そして何よりも、労働災害の補償はまず労災保険がカバーするものだ、という情報が常識になつてはいけない。91年以降、有効な対策は講じられていない。このままでは、下請け構造の下で働く労働者が、労災隠しの最大の被害者であり続けてしまう。